

議案第82号

備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月4日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年備前市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第3条中「講じる」の次に「とともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を実施する」を加える。

第4条を次のように改める。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
市長	備前市子ども医療費給付条例(平成17年備前市条例第126号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
	備前市心身障害者医療費給付条例(平成17年備前市条例第138号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
	備前市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年備前市条例第128号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中「法別表第二の主務省令」を「規則」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	備前市子ども医療費給付条例に基づく医療費	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以

給付に関する事務であ って規則で定めるもの	下「生活保護関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料等の徴収に関する情報(以下「医療保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
備前市心身障害者医療 費給付条例に基づく医 療費給付に関する事務 であって規則で定める もの	生活保護関係情報、住民票関係情報、地方税関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
備前市ひとり親家庭等 医療費給付条例に基づ く医療費給付に関する 事務であって規則で定 めるもの	生活保護関係情報、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
生活保護法に準じて行 う生活に困窮する外国 人に対する保護の決定 及び実施、就労自立給 付金若しくは進学準備 給付金の支給、被保護 者健康管理支援事業の 実施、保護に要する費 用の返還又は徴収金の 徴収に関する事務であ って規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付金の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、母子及び父子並びに

		寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年5月27日から適用する。

議案第82号参考資料

備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(定義)</u> 第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。 (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、<u>国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を実施するものとする。</u> (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号	<u>(定義)</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>個人情報</u> 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。 (2) <u>個人番号</u> 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (3) <u>特定個人情報</u> 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (4) <u>個人番号利用事務実施者</u> 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (5) <u>情報提供ネットワークシステム</u> 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じる ものとする。 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う次に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

利用事務とする。 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長又は教育委員会は、特定個人情報番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	(1) 備前市子ども医療費給付条例(平成17年備前市条例第126号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの (2) 備前市心身障害者医療費給付条例(平成17年備前市条例第138号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの (3) 備前市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年備前市条例第128号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 2 市長は、別表第1の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
---	---

4 第2項の規定による特定個人情報情報の利用ができる場合において、他の
条例、規則等の規定により当該特定個人情報情報と同一の内容の情報を含
む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があった
ものとみなす。

(特定個人情報情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報情報を提供することが
できる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる
機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の
第4欄に掲げる特定個人情報情報の提供を求めた場合において、同表の第3
欄に掲げる機関が当該特定個人情報情報を提供するときとする。

2 (略)

別表第1(第4条関係)

機関	事務
市長	備前市子ども医療費給付条例(平成17年備前市条例第126号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
	備前市心身障害者医療費給付条例(平成17年備前市条例第138号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
	備前市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年備前市条例第128号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則

特定個人情報情報

備前市子ども医療費給付条例に基
づく医療費給付に関する事務であ
るもの
給付金の支給に関する情報(以下「生
活保護関係情報」という。)、住民基本
台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第
4号に規定する事項(以下「住民票関係
情報」という。)、地方税法(昭和25年
法律第226号)その他の地方税に関す

<u>則で定めるもの</u> 生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

る法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料等の徴収に関する情報(以下「医療保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの	る法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料等の徴収に関する情報(以下「医療保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
備前市心身障害者医療費給付条例に基づく医療費給付に関する事務 であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、住民票関係情報、地方税関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
備前市ひとり親家庭等医療費給付条例に基づく医療費給付に関する	生活保護関係情報、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報

事務であって規則で定めるもの	報であって規則で定めるもの
生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)に及ぶ児童手当の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の

	一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	---

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	備前市子ども医療生活保護法による保護の実施若しくは費給付条例に基づき就労自立給付金若しくは進学準備給付金 の支給に関する情報(以下「生活保護に関する事務であって関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する	

	情報(以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。)、 <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</u> 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)による医療に關 する給付の支給又は保険料等の徴収に 關する情報(以下「 <u>医療保険給付等関係 情報</u> 」という。)であって規則で定めるも の
備前市心身障害者	生活保護関係情報、住民票関係情報、地
医療費給付条例に	方税関係情報、身体障害者福祉法(昭和2
基づく医療費給付	4年法律第283号)による身体障害者手帳
に関する事務であ	又は精神保健及び精神障害者福祉に關
して規則で定める	する法律(昭和25年法律第123号)による
もの	精神障害者保健福祉手帳又は知的障害 者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう 関係情報であって規則で定めるもの
備前市ひとり親家	生活保護関係情報、住民票関係情報、地
庭等医療費給付条	方税関係情報、医療保険給付関係情報で
例に基づく医療費	あつて規則で定めるもの
給付に関する事務	
であつて規則で定	

めるもの	
生活保護法に準じ	生活保護関係情報、地方税関係情報、児
て行う生活に困窮	童手当法(昭和46年法律第73号)による
する外国人に対す	児童手当の支給に関する情報、児童扶養
る保護の決定及び	手当法(昭和36年法律第238号)による児
実施、就労自立給	童扶養手当の支給に関する情報、介護保
付金若しくは進学	険法(平成9年法律第123号)による保険
準備給付金の支	給付の支給、地域支援事業の実施若しく
給、被保護者健康	は保険料の徴収に関する情報、障害者の
管理支援事業の実	日常生活及び社会生活を総合的に支援
施、保護に要する	するための法律(平成17年法律第123号)
費用の返還又は徴	による自立支援給付の支給に関する情
収金の徴収に關す	報、母子保健法(昭和40年法律第141号)
る事務であって規	による養育医療の給付若しくは養育医
則で定めるもの	療に要する費用の支給に関する情報、母
	子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年
	法律第129号)による給付金の支給に關
	する情報、特別児童扶養手当等の支給に
	關する法律(昭和39年法律第134号)によ
	る障害児福祉手当若しくは特別障害者
	手当若しくは国民年金法等の一部を改
	正する法律(昭和60年法律第34号)附則

	第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるものの
--	--

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第2(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって法別表第二の主務省令で定めるもの	市長	住民票関係情報であって法別表第二の主務省令で定めるもの